

8 川 監 公 第 6 号

令和 8 年 7 月 3 0 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 7 年 1 2 月 3 日付け 7 川監公第 1 4 号で公表した監査の結果の報告に基づ
き、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表しま
す。

川崎市監査委員 川 鍋 雅 裕

同 川 上 善 行

同 雨 笠 裕 治

同 浜 田 昌 利

8 川総コ第 6 9 号

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 川 鍋 雅 裕 様

同 川 上 善 行 様

同 雨 笠 裕 治 様

同 浜 田 昌 利 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 7 年 1 2 月 3 日付け 7 川監報第 8 号で報告の提出がありました令和 7 年度
財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知し
ます。

1 令和7年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

(1) 財政援助団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 実績報告書を適正に作成すべきもの

(ア) 川崎市周産期医療ネットワーク推進事業補助金及び救命救急センター運営費補助金について、実績報告の計上額に誤りがあった事例

(イ) 川崎市周産期医療ネットワーク推進事業補助金について、補助事業に係る領収書の写しが提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、学校法人聖マリアンナ医科大学に対し、適正な計上額で実績報告書を作成するよう通知し、提出を受けた実績報告書について、計上額に誤りがないことを確認しました。

また、川崎市周産期医療ネットワーク推進事業補助金交付要綱については、事業実績報告書及び発注実績報告書により事業実績が確認できるため、工事費や工事請負費、備品購入費などの整備事業に必要な経費以外については、領収書の取得を省略できるよう改正しました。

今後は、実績報告書の適正な確認に努めます。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(健康福祉局保健医療政策部地域医療課)

(2) 出資団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 小口現金を適正に管理すべきもの

経費を支出した月と異なる月の小口現金で精算を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市住宅供給公社に対し、適正な会計処理等

の徹底を要請し、改めて取扱いを職員に周知するとともに、今後も年度末や新規採用職員の就社時等に都度周知すると報告を受けました。

今後は、適正な小口現金管理の確認に努めます。

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

イ 契約事務を適正に行うべきもの

(ア) 契約書の契約日が空欄となっていた事例

(イ) 契約に基づく業務履行開始日が、契約日より前となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、かわさき市民放送株式会社に対し、法人内において今回の事例を共有の上、再発防止を徹底するよう指導を行いました。また、法人内で改めて契約規程の遵守を徹底すること等を確認した会議録について、提出がありました。

今後は、適正な契約事務の確認に努めます。

(かわさき市民放送株式会社)

(総務企画局シティプロモーション推進室)

ウ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

(ア) 一般財団法人川崎市まちづくり公社の事例

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳に登載されたままとなっていた。

[措置内容]

指摘事項については、一般財団法人川崎市まちづくり公社に対し、経理規定に基づいて固定資産の管理を適正に行うよう指導するとともに、廃棄済みの固定資産については、固定資産台帳から除却されたことを確認しました。

今後は、固定資産管理の適正化に努めます。

(一般財団法人川崎市まちづくり公社)

(まちづくり局総務部庶務課)

(イ) みぞのくち新都市株式会社の事例

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳に登載されたままとなっていた。

[措置内容]

指摘事項については、みぞのくち新都市株式会社に対し、会社法に基づいて固定資産の管理を適正に行うよう指導するとともに、廃棄済みの固定資産については、固定資産台帳から除却されたことを確認しました。

今後は、固定資産管理の適正化に努めます。

(みぞのくち新都市株式会社)

(まちづくり局総務部庶務課)

エ 財務に係る伝票を適正に作成すべきもの

同一目的ではない取引を 1 伝票で作成していた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市土地開発公社に対し、財務に係る伝票を適正に作成するよう指導し、川崎市土地開発公社において、再発防止策として、経理マニュアルの改訂とダブルチェック体制を徹底するよう周知しました。

また、令和 7 年 1 1 月以降の処理済伝票が適正に処理されていることを確認しました。

今後は、適正な財務処理の執行の確認に努めます。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

オ 附属明細表を適正に作成すべきもの

期末残高に誤りはなかったものの、期首残高や増減額等が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市住宅供給公社に対し、適正な会計処理等の徹底を指導し、複数人により数値の整合性の確認を行う等チェック体制を強化する旨の報告を受けました。

また、令和6年度附属明細表について、指摘箇所が修正されていることを確認しました。

今後は、適正な決算報告書等の確認に努めます。

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

カ 適正に会計処理を行うべきもの

(ア) 手提げ金庫内に経緯が不明な現金が保管されていた事例

(イ) 帳簿に登録されていない切手が保管されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市住宅供給公社に対し、適正な会計処理等の徹底を指導し、会計規程の改正又は新たに規程等を定める旨の報告を受けました。

また、経緯が不明であった現金や、帳簿に記載されていなかった切手については、令和7年度決算において雑収入として経理処理を行い、今後同様の事案が発生した場合には、規程に基づき運用するよう職員へ周知を行った旨の報告を受けました。

今後は、適正な会計処理の確認に努めます。

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

(3) 指定管理者及び所管部局において改善を要する事項

ア 利用料金の承認に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第48条第3項によると、交流促進事業の利用料金の額は、同条別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。

利用料金に係る事務についてみたところ、指定管理者は、交流促進事業の利用料金の額について、あらかじめ市長の承認を得ておらず、遅れて申請を行っていた。また、市は、承認の手続を行っていなかった。

市及び指定管理者は、条例に基づき、利用料金の承認に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、交流促進事業の利用料金の額に係る承認を行うとともに、指定管理者に対し、事前の申請を徹底するよう指導しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（社会福祉法人S K Yかわさき）

（健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課）

イ 自動販売機に係る光熱水費の徴収を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

契約書で業者負担と定められている自動販売機稼働に伴う電気代についてみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、契約書に基づき、光熱水費の徴収を適正に行うよう指導されたい。

(ア) 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの事例

業者に請求しておらず、徴収が行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、適正な事務執行を行うよう通知し、指定管理者において、契約書に基づく電気代を請求した結果、業者から指定管理者へ支払いが行われたことを確認しました。

今後は、適正な事務処理の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(イ) 中央療育センターの事例

一部誤った金額を徴収していた。

[措置内容]

指摘事項については、社会福祉法人同愛会と自動販売機設置業者の協議により、追加徴収を行わない旨の報告を受けました。また、請求金額算定様式を改定し、電力量単価を確認しなければ処理が完結しない仕様に変更するなどの再発防止に向けた対応を行ったことを確認しました。

今後は、適正な光熱水費の徴収の確認に努めます。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

ウ 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定の基礎となる報告を正確に行うべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者制度導入施設等における令和6年度の原油価格・物価高騰

及び熱中症予防を理由とした施設利用予約のキャンセルへの対応について（令和6年12月16日付け6川総行革第179号）によると、原油価格・物価高騰への対応として、指定管理施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の一部を補填することとし、補填金の算定については、原則として電気、ガス及び燃料に係る料金の増額要素から減額要素を減算して算出するものとされている。

補填金の算定についてみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な報告を行うよう指導されたい。

（ア）中央療育センターの事例

自動販売機の設置業者から電気代を徴収していたものの、当該徴収分を差し引かずに補填金を算定していた。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理者に対し、適正な補填額計算表を提出するよう通知しました。また、提出された補填額計算表にて、令和6年度の電気及びガスの適正な金額を確認するとともに、指定管理者から補填金の返金処理が行われたことを確認しました。

今後は、適正な報告の確認に努めます。

（社会福祉法人同愛会）

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

（イ）北部地域療育センターの事例

実績額ではなく見込額で補填金を算定していた。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理者に対し、適正な補填額計算表を提出するよう通知しました。また、提出された補填額計算表にて、令和6年度の電気及びガスの適正な金額を確認するとともに、指定管理者

への補填金の追加支給は不要である旨を確認しました。

今後は、適正な報告の確認に努めます。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(ウ) 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

指定管理施設の敷地内にある他施設の管理者から電気代を徴収していたものの、当該徴収分を差し引かずに補填金を算定していた。

[措置内容]

指摘事項については、補填金の過払金を返還するよう指定管理者に通知し、返金を受けました。

また、複合施設分として支払われた電気代は補填金の算定除外となることを通知しました。

今後は、適正な報告の確認に努めます。

(芝園開発株式会社)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

(エ) 市営自転車等駐車場中部ブロック及び市営自転車等駐車場北部ブロックの事例

自動販売機の設置業者から電気代を徴収していたものの、当該徴収分を差し引かずに補填金を算定していた。

[措置内容]

指摘事項については、補填金の過払金を返還するよう指定管理者に通知し、返金を受けました。

また、市営自転車等駐車場の敷地内に設置した自動販売機の電気料金については、自動販売機設置業者の負担であることから補填金の算定除外となることを通知しました。

今後は、適正な報告の確認に努めます。

(川崎市交通安全協会・NCD共同企業体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

エ 劇物の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第12条第3項によると、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び「毒物」又は「劇物」の文字を表示しなければならないとされている。

毒物及び劇物の管理状況についてみたところ、職員以外が立ち入れない場所に施錠保管されていたものの、陳列する場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示をしていない事例があった。

市は、指定管理者に対し、劇物の管理を適正に行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、陳列する場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示をするよう指導し、適正に表示されていることを確認しました。

今後は、劇物の管理の適正化に努めます。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

オ 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。

市は指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の事例

按分率の計算誤りにより、人件費が過大に報告されていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務の内容に基づく適正な収支状況の報告を行うよう指導しました。

また、人件費が過大に報告されていた資料については、当該按分率の誤りが修正されていることを確認しました。

今後は、収支報告の適切な確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(イ) 井田重度障害者等生活施設の事例

指定管理業務以外の市からの受託事業の収支が含まれていた。

[措置内容]

指摘事項については、指摘を踏まえた収支報告書が提出され、正確に収支状況が報告されていることを確認しました。

今後は、収支報告の適切な確認に努めます。

(桜の風共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ウ) 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

その他費用及び公租公課に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、再提出された事業報告書において、正確に収支状況が報告されていることを確認しました。

また、年度報告の提出前に、収支額の突合内容を整理した確認項目を市が作成し、市と指定管理者の双方で収支額の一致を確認する手順

としました。

今後は、収支報告の正確性を確保し、再発防止に努めます。

(芝園開発株式会社)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

カ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 収納の手続を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターにおいて、自主製品売上について、領収書を発行せずに金銭を収納していた事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な事務執行を行うよう通知し、指定管理者において規程の改正を行った旨、報告を受けました。

また、規程の改正までの間においても、現行規程に基づき適切に対応していることを確認しました。

今後は、適正な収納の手続の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(イ) 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターにおいて、収納金を規程に定める期限内に金融機関に預け入れていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な事務執行を行うよう通知し、指定管理者において、再発防止策としてチェックリストの作成等を徹底するよう職員に周知徹底した旨、報告を受けました。

今後は、適正な収納金管理の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ウ) 適正な年度区分で支出事務を行うべきもの

北部地域療育センターにおいて、令和5年度の費用を令和6年度分として計上していた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、再発防止策を提出するよう通知し、提出された再発防止策にて、請求書・納品書の確認の徹底を図り、年度末の取引について注意を払って処理を行うことを確認しました。

今後は、適正な支出事務の確認に努めます。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(エ) 契約事務を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターにおいて、他社よりも高額な見積りを提示した業者と契約していた事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な事務執行を行うよう通知し、指定管理者において、見積合せにより業者を決定する際、見積書の表示額を確認すること等を徹底するよう職員に周知徹底した旨、報告を受けました。

今後は、適正な契約事務の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(オ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの事例

市の備品整理簿及び指定管理者の備品台帳に登載されている備品の規格が誤っていた。

[措置内容]

指摘事項については、適正な規格の登録処理を行いました。

今後は、備品登録に際して、規格を本市職員が直接確認するとともに、指定管理者に対しても、誤りがないか確認するよう改めて指示を行うことで、再発防止に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

b 川崎市北部リハビリテーションセンター北部地域生活支援センターの事例

市の備品整理簿及び指定管理者の備品台帳に登載されている備品の規格が誤っていた。

[措置内容]

指摘事項については、適正な規格の登録処理を行いました。

今後は、備品登録に際して、規格を本市職員が直接確認するとともに、指定管理者に対しても、誤りがないか確認するよう改めて指示を行うことで、再発防止に努めます。

(社会福祉法人S K Yかわさき)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

c 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されていない物品を貸与物品一覧に備品

として登載していた。

(b) 指定管理者の管理台帳が作成されていなかった。

(c) 廃棄済みの管理物品が貸与物品一覧に登載されたままとなっていた。

(d) 管理業務の会計において購入した市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、市が使用している様式及び指定管理者が日常管理に用いている様式を整理し、双方が同じ管理項目で相互に対比できるように改良した統一様式を作成しました。

また、各施設において台帳整理を行い、誤りを解消した管理簿の提出を受け、市の備品整理簿への登載、指定管理者の管理台帳の作成を行いました。

再発防止策として、月次の現地調査に合わせて全物品へ所有区分シールの貼付を進め、現地と台帳との整合を確認するとともに、モニタリング会議において、台帳の更新状況を確認することとしました。

今後は、備品管理の適正化に努めます。

(芝園開発株式会社)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

d 市営自転車等駐車場中部ブロック及び市営自転車等駐車場北部ブロックの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されていない物品を貸与物品一覧に備品として登載していた。

(b) 市の備品整理簿に登載されている備品が指定管理者の管理台帳に登載されていなかった。

(c) 管理業務の会計において購入した市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の管理台帳に登載されていなかった。

(d) 管理業務の会計において購入した市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(e) 廃棄済みの備品が指定管理者の管理台帳に登載されたままとなっていた。

[措置内容]

指摘事項については、市が使用している様式及び指定管理者が日常管理に用いている様式を整理し、双方が同じ管理項目で相互に対比できるように改良した統一様式を作成しました。

また、各施設において台帳整理を行い、誤りを解消した管理簿等の提出を受け、市の備品整理簿への登載、指定管理者の管理台帳等への反映を行いました。

再発防止策として、月次の現地調査に合わせて全物品へ所有区分シールの貼付を進め、現地と台帳との整合を確認するとともに、モニタリング会議において、台帳の更新状況を確認することとしました。

今後は、備品管理の適正化に努めます。

(川崎市交通安全協会・NCD共同企業体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

(カ) 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの

中央療育センターにおいて、指定管理者は、実費徴収費用の届出の必要性について市へ確認したものの、不要との回答を受けたため、届出を行わずに徴収していた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理施設に対するモニタリングにおいて、

届出が行われていない実費徴収費用について確認できたため、指定管理者からの申請に基づき承認をしました。

今後は、適正な手続に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(キ) 収支状況を適正に報告すべきもの

a 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の事例

事業報告書において、令和6年度における原油価格・物価高騰に伴う補填金が令和6年度の収支状況に計上されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、協定に基づき、当該年度に収支が発生したものについて適切に当該年度の収支へ反映するよう指導を行うとともに、適正な事務執行を行うよう通知しました。

今後は、収支報告が適正に行われていることを確認することにより、再発防止に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

b 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの事例

事業報告書において、令和6年度における原油価格・物価高騰に伴う補填金が令和6年度の収支状況に計上されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、協定に基づき、当該年度に収支が発生したものについて適切に当該年度の収支へ反映するよう指導を行うとともに、適正な事務執行を行うよう通知しました。

今後は、収支報告が適正に行われていることを確認することにより、

再発防止に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ク) 事業報告を適正に行うべきもの

a 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の事例

基本協定書に定める期限内にセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、基本協定書及び仕様書に基づき、各種報告書を適正に提出するよう指導を行いました。

今後は、提出状況の適切な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

b 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの事例

基本協定書に定める期限内にセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、基本協定書及び仕様書に基づき、各種報告書を適正に提出するよう指導を行いました。

今後は、提出状況の適切な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

c 川崎市立多摩病院の事例

財産目録が提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、財産目録を適正に提出するよう指導を行い、提出を確認しました。

今後は、指定管理業務に係る事業報告について適正な管理に努めます。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)